**平成２２年（フ）第５５９２号**
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目２番12号
破産者　株式会社クレイトン
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５５９３号**
千葉県佐倉市南臼井台２－４　スターハイツ296―201
破産者　新徳　一人
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５６７７号**
東京都大田区下丸子２丁目32番19号
破産者　一朗商店株式会社
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５６７９号**
東京都大田区南蒲田２丁目12―15―305、開始決定時の住所東京都大田区下丸子２丁目32―19
破産者　金　　順英
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７０７号**
神奈川県横浜市金沢区並木２丁目１番５―203号
破産者　株式会社フィールオブミュージック
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７１７号**
神奈川県川崎市川崎区渡田新町１―９―９
破産者　大貝システム有限会社
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７１８号**
神奈川県川崎市川崎区渡田新町１丁目９―９
破産者　大貝　篤志
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７１９号**
神奈川県川崎市川崎区渡田新町１丁目９―９
破産者　大貝三枝子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７４４号**
東京都渋谷区渋谷１丁目９番４号
破産者　株式会社ダルム設計事務所
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７４５号**
東京都調布市国領町１丁目27―５―401
破産者　千葉　秀男
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７８７号**
千葉県市川市若宮３丁目38番16号
破産者　株式会社ユーエムテクニカル
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７８８号**
千葉県船橋市古作２丁目２―28―506
破産者　内村　英一
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５７８９号**
千葉県船橋市古作２丁目２―28―506
破産者　内村　博美
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８３４号**
東京都板橋区西台４丁目４番18―309号
破産者　有限会社ビックサム
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８３５号**
東京都板橋区西台４丁目４―18―309
破産者　山高　　治
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８５０号**
福島県相馬郡飯舘村飯樋字町492番地
破産者　有限会社菅野架設
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８５１号**
福島県相馬郡飯舘村飯樋字町492―58―８
破産者　菅野　正彦
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８５２号**
福島県相馬郡飯舘村飯樋字町492―58―８
破産者　菅野　真弓
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８７０号**
神奈川県川崎市中原区等々力５番７号
破産者　有限会社安藤製作所
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５８７１号**
神奈川県横浜市港北区篠原西町２―35―101
破産者　安藤　　貴
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５９５０号**
東京都港区西麻布１丁目２番12号
破産者　株式会社ｉｎ　ｔｈｅ　ＧＲＯＯＶＥ
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７２６３号**
東京都豊島区南大塚２丁目18―24―305
破産者　土居真由美
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部